

志摩市 宿泊税検討内容に関する説明会 ～持続可能な観光地を目指して～ 報告

志摩市における宿泊税の検討内容に関する説明会について、以下の通り開催しました。

開催日：令和7年5月13日、14日、15日

開催時間：10時から又は13時30分から

開催場所：旧5町各会場

参加人数：計92名（うち事業者71名、関係者21名）

各会場別の報告は、以下の通りです。

写真 各会場の様子



磯部会場（5月13日）



浜島会場（5月13日）



志摩会場（5月14日）



大王会場（5月14日）



阿児会場（5月15日）

① 磯部会場

開催日時：令和7年5月13日（火） 10時～11時

開催場所：磯部生涯学習センター 多目的ホール

参加人数：計7名（うち事業者6名、関係者1名）

【質疑内容】

- 宿泊料金の5万円とは、税抜きの金額か。
 - ・ 素泊まり、税抜きの料金になります。
- 今後は、報告された結果で進めていくということで良いのか。
 - ・ ご意見もいただきつつ、今回の報告をもとに、ご理解をいただきながら進めていきます。
- 宿泊税検討委員会はどのような委員で構成されているのか。
 - ・ 委員を紹介。（資料21頁に委員一覧を追加しました。）
- 委員に小規模事業者がいないのは、どうしてか。
 - ・ 宿泊事業者については、商工会、観光協会及び温泉振興協議会において、宿泊施設の方々を代表して入っていただいている、という考えです。
- 宿泊費が少額であるビジネス客に課税されることは、負担感に疑問がある。
 - ・ ビジネスの方や観光の方など、宿泊目的の判断が難しい中で、宿泊行為に対して課税することで進めさせていただきます。
- 免税点はどうして設けていないのか。
 - ・ 旅行者に対し、公共サービスは全体的に享受されることから、金額ではなく宿泊者全体にご負担いただく考えです。
- 反対ではないが、連泊に何らかの配慮も検討いただきたい。
 - ・ 現在のところ特別の配慮は考えておらず、人数と泊数に応じてご負担いただく考えです。
- 現状、物価上昇などで大変な時期であるが、伊勢市、鳥羽市と合わせて進めるのか。
 - ・ 志摩市としては、令和8年度中として考えています。今回の意見も持ち帰り、伊勢市、鳥羽市と合わせることにとらわれずに進めていきたいと考えます。

② 浜島会場

開催日時：令和7年5月13日（火） 13時30分～14時25分

開催場所：浜島生涯学習センター 大研修室

参加人数：計11名（うち事業者6名、関係者5名）

【質疑内容】

- 宿泊税に対応したシステム導入にかかる負担が大きい印象であるが、入湯税への増額対応はできなかったのか。
 - ・ 観光財源として検討した中に、入湯税の引き上げもありましたが、志摩市では一部の施設の負担となってしまう、十分な財源確保につながらないことから、別の財源を検討していき、宿泊税の導入を進めていくこととなりました。
- 宿泊税の使途にかかる4つの柱について、「受け入れ環境の整備」とは、具体的にどのようなものか。
 - ・ 先行自治体の事例ですが、インバウンドの受け入れに向けたホームページや看板などの多言語整備や、Wi-Fi環境の整備、スタッフへの研修やマナー講座などがあります。
- 宿泊税の使途について、観光地の整備や渋滞対策など、観光地として地域全体の満足度が向上する使い方を考えていってもらいたい。
 - ・ 志摩市の観光地としてのブランドが上がっていくような、観光客の皆さまの満足度が向上する使い道ができるように、取り組んでいきたいと考えています。
- 宿泊料金5万円以上を1,000円とされた理由はなにか。
 - ・ 宿泊税検討委員会の結果において、500円～1,000円と幅をもってお示しいただきました。その中で、導入済みの自治体等を参考とし、税率2%が一般的なところから、5万円の2%である1,000円として考えました。
- 制度の周知については、志摩市としても行うのか。
 - ・ 市としてもホームページや関係機関、SNSなど様々な媒体を使い、できるところで広く周知してまいりたいと思います。
- 宿泊税検討委員会はどのような委員で構成されているのか。
 - ・ 委員を紹介。（資料21頁に委員一覧を追加しました。）

③ 志摩会場

開催日時：令和 7 年 5 月 14 日（水） 10 時～11 時 20 分

開催場所：志摩文化会館 小ホール

参加人数：計 22 名（うち事業者 17 名、関係者 5 名）

【質疑内容】

- 宿泊料金 5 万円で宿泊税 1,000 円、宿泊料金 2,000 円で宿泊税 200 円では差が大きく、公平さが感じられない。
 - ・ 先行自治体においては、定率制を導入している自治体も 1 事例あります。こちらは公平感がありますが、一方で一部の事務が煩雑になります。また、免税点についても検討はしましたが、公共サービスは全体的に享受されることから、宿泊者全体にご負担いただく考えであります。
- アンケートの結果が、公表されていない。
 - ・ アンケート結果は、宿泊税検討委員会の資料として掲載しております。（資料 20 頁において、アンケート結果について追記しました。）
- 宿泊税の使途にかかる 4 つの柱について、「観光地経営体制」とは、どのようなものか。
 - ・ 観光地の経営強化として、地域づくりの DMO である観光協会の機能強化という考えが示されたものになります。（資料の記載内容を修正しました。）
- 委員から「導入や制度の構築にあたっては、関係事業者への意見聴取などを十分に行うなど、導入への理解を得る努力を続けること。」との提言があるが、市としては昨年度の説明会をもって意見聴取できたとみなしており、6 月の議会に提出する予定であったのではないか。
 - ・ 決して昨年度の説明会で意見聴取できたという判断ではなく、段階に応じて説明会の開催を予定していました。導入に関しては、事業者さまの理解が重要でありますので、今回の説明会だけでなく、必要に応じて説明に出向くなどの対応もしながら進めていきたいと考えております。
- 施行はいつからなのか。
 - ・ 現在のところは令和 8 年度中としています。周辺自治体の動向にこだわらずに進めていきたい考えです。
- 導入ありきの説明会ではないか。この説明会で理解がされなければどうなるのか。
 - ・ 宿泊税検討委員会において、宿泊税の導入の妥当性であるとの意見をいただき、その後志摩市としての検討も行ったうえで、導入を進めているところであります。皆さまからのご理解をいただくことを優先しながらではありますが、導入に向けて進みたい考えです。
- 宿泊税の使途にかかる 4 つの柱について、「観光資源の磨き上げと付加価値の向上」

とは、どのようなものか。

- ・ 志摩市が観光地としての魅力や満足度を高めるために、効果的な PR 方法や、資源の質の向上を図るものです。具体的な使い方は、行政が勝手に決めてしまうことがないように進めていくとともに、どのように使われたのかを観光客の皆さまや宿泊事業者の皆さまにもしっかりと周知していければと考えております。
- 宿泊料金について、食事の料金を算出できない場合はどのように対応すればよいか。
 - ・ 素泊まり料金、税抜きが基本となります。具体的には、先行自治体から情報収集しながらわかりやすくお示ししていければと思います。
- 修学旅行客について、入湯税は免除しているが、宿泊税は課税するのか。
 - ・ 先行自治体で免除事例があるものの、宿泊税検討委員会では事務の煩雑さから見送る結論となり、市としてもこの結果を踏まえ、協議の上、免除は行わないこととしました。なお、志摩市においては、入湯税は該当事業者さまが一部であることから、宿泊税は切り離して検討しておりますことをご理解ください。
- 宿泊税の開始時期について、伊勢市、鳥羽市と合わせる必要はないのでは。
 - ・ 志摩市としては、伊勢市、鳥羽市と合わせることにこだわらず、宿泊事業者さまへの理解を求めながら、焦らずに導入に向けて進めていくところです。
- 事業者の理解と言われるが、スケジュールでは、議会に出して通れば施行となる。事業者の過半数の同意は必要ではないか。
 - ・ 事業者の同意を確認する機会を設けることは難しいですが、事業者の皆さまへ丁寧な説明を行ったうえで、議会へ上程したいと考えております。
- 前回の説明会と同じで、結果づくりのための説明会ではないか。反対が多いなら議会上程時にその旨は伝えてもらいたい。
 - ・ 志摩市としても、今回の説明会をもって、すべての皆さまに説明が終了したという認識ではなく、必要に応じて出向いての説明もさせていただきたい考えであります。
- 学生合宿に対して補助制度があるのなら、修学旅行も免税にしてもよいのではないか。
 - ・ 学生合宿補助制度は、閑散期対策を兼ねた補助を行っているところです。宿泊税については、性質が異なるものであり、修学旅行の免税を設けない考えで進めています。
- 個人的には反対であるが、開始されたなら対応はする。その上で理解を求めるばかりではなく、事業者の意見は意見として聞いてもらいたいし、可能なものは検討いただきたい。意見を出した人へ、回答を伝えてもらいたい。
 - ・ いただいた意見はしっかりと持ち帰り、市でも検討していきます。

④ 大王会場

開催日時：令和7年5月14日（水） 13時30分～14時05分

開催場所：大王公民館 大会議室

参加人数：計5名（うち事業者3名、関係者2名）

会場での質疑はありませんでした。

⑤ 阿児会場

開催日時：令和7年5月15日（木） 10時～11時30分

開催場所：阿児アリーナ 第1会議室

参加人数：計47名（うち事業者39名、関係者8名）

【質疑内容】

- 宿泊税検討委員会はどのような委員で構成されているのか。
 - ・ 委員を紹介。（資料21頁に委員一覧を追加しました。）
- 宿泊税の導入について、発案者はどこか。
 - ・ 新たな財源が必要というところで、市が観光財源を検討しました。
- 将来的に見て、宿泊税自体には、賛成である。（意見）
- 新型コロナウイルス感染症のような事態もあり、見直しまでの期間として5年は長くないか。（意見）
- 宿泊料の考え方は。
 - ・ 先行自治体の事例では、素泊まり税抜き料金になります。
- 1泊2食付きであっても、宿泊客に素泊まり料金を明示する必要があるのか。
 - ・ 先行自治体にならい、志摩市にあった形を検討していきます。
- 近隣地域が宿泊税を始めると、地域間の引っ張り合いに負けるかもしれない、どちらかといえば賛成である。（意見）
- 使途については、先行自治体を参考にしながら、効果的に観光客を呼び込めるように活用してもらいたい。
 - ・ 使い道は、専門の機関を立ち上げて、行政が主体となることなく効果的な活用を決めていきたいと考えております。
- 宿泊税により、観光客がどの程度減少するのか予想しているのか。消費税の増額でも観光客の減少があり、観光客に変動がないとの予想は、検討が甘い。
 - ・ 引き続き調査研究してまいります。
- ビジネスや長期滞在の方からも納めてもらうでよいか。
 - ・ 宿泊の目的に関わらず宿泊行為に対して納めていただきます。
- 幼児料金として少額の場合であっても、宿泊税を課税するのか。
 - ・ 先行自治体の例であれば、添い寝など無料であれば宿泊税は課税しませんが、宿泊行為に関して宿泊料金がかかれば、課税することとなります。
- 宿泊税には反対の立場である。志摩市は、アクセス面でも伊勢市や鳥羽市よりも弱い
ため、宿泊税を課税しないことを前面に出す方法もあるのではないか。
 - ・ 主要産業である観光業の持続的な発展のため、ご理解、ご協力をお願いいたします。制度をより良く活用し、観光地としてのさらなる発展を目指してまいります。
- 観光目的であれば、宿泊施設だけでなく、他の施設でも課税できるのではないか。

- ・ 他の観光財源も検討しましたが、志摩市の現状では考えにくく、確実性や実現性を考えると、宿泊行為に対する宿泊税ということになりました。
- 宿泊予定であったが日帰りとなった場合や、連泊予定が途中で帰ることとなった場合はどうか。
 - ・ 先行自治体においては、宿泊行為でない休憩などの場合には、宿泊税はかからないという事例があります。個別の対応は、今後条例に向けて調査研究し、分かりやすく周知していきます。
- 幼児も、何人までは無料、何人以上は有料の場合などがあるが、そういった場合は宿泊料がかかる者だけが対象となるのか。
 - ・ 宿泊料金についてかかるため、その解釈です。
- 申請方法は決まっているのか。
 - ・ 申請方法は、入湯税と同じように、事前に登録いただき、月締めで報告いただく予定です。具体的にはこれからであり、先行自治体では、数か月分まとめて申告をするケースもあるため、引き続き調査研究、検討していきます。
- システム改修の補助金の内容は決まっているのか。
 - ・ システム改修にかかる補助金については、詳細は未定であり、決まり次第周知させていただきます。
- すでに来年の予約も入ってきているが、スケジュールの具体的な日程は決まっているのか。
 - ・ 現状、具体的なところをお示しはできないが、宿泊客への周知期間が取れるように余裕をもって進めていきたいと考えています。事業者さまへの理解とともに、制度の周知について時間が必要であると考えているため、鳥羽市と伊勢市に合わせることにこだわらずに進めてまいります。
- 導入ありきで進んでいるが、現場は客足が減っている状況で、他がやるからやるという理由は困る。職員削減など、他にも財源を求めていく方法があるのではないのか。
 - ・ 宿泊税については、主要な観光産業について、さらにたくさんの人が来てもらえるように、より発展していくための導入であるため、ご理解をお願いします。
- 大人料金と子供料金などにより、同グループでも税額が異なる場合もあるということでは良いか。
 - ・ 素泊まり税抜き料金のため、その解釈です。
- 飲食業などもある中で、なぜ、宿泊事業者のみを対象としているのか。
 - ・ 他の制度では対象者の把握が困難であることや、確実性や実現性から、宿泊税として宿泊者に限定しています。
- 宿泊施設が努力して集客した宿泊者だけに課税するのではなく、宿泊税とは別の形で、関連事業の売上にも課税することは可能ではないか。また、宿泊税の導入により宿泊客からのクレームになって地域としての評判が下がることも懸念される。まず

は宿泊税というスタートであっても、次のステップも考えてもらいたく、そうでないのであれば個人的には反対である。

- ・ 関連事業の売上等への課税については、課税対象を確実に把握しにくいことから、確実性と現実性から宿泊税の導入を検討させていただきました。観光客の満足度が上がるような、また来たいと思われるような宿泊税の活用をすることで、志摩市のイメージアップに繋がっていきます。また、宿泊事業者の皆さまにも、きちんと宿泊税が活かされていることがわかるような使い方をして還元していきたいと考えています。
- 金額としては、どれくらいが集まるのか。
 - ・ 資料 29 頁のとおりです。
- 志摩市はスペインと縁があるので、万博後にスペイン館を誘致するなど、基金も使いながら効果的な活用を検討してもらいたい。(意見)
- 観光事業者が一番関心あるところが使い道である。(意見)
- 1 部屋貸しの場合は、1 人当たりが 1,000~2,000 円となることもあるため、免税点についても検討、配慮してもらいたい。
 - ・ 旅行者に対し、公共サービスは全体的に享受されることから、金額ではなく宿泊者全体にご負担いただく考えです。
- 日帰り客が負担をしないのが、不公平であるように感じられる。
 - ・ 志摩市へお越しいただくルートが複数ある中で、例えば入域税のような課税については、確実性や実現性から困難であり、他の制度も検討した結果になります。
- 宿泊税検討委員会の提言で、「導入や制度の構築にあたっては、関係事業者への意見聴取などを十分に行うなど、導入への理解を得る努力を続けること。」とあるが、納得いけない業者が、納得いく業者よりも多かったなら、宿泊税はなくなるのか。反対が多くても導入されるものか。
 - ・ この後、パブリックコメントで、事業者だけではなく、市民の皆さまからも広く意見を募集しながら、制度設計を進めていきます。賛成、反対という意見を聞く予定はありませんが、ご理解いただけるようにしっかりと説明していきたいと思えます。
- 事業者が説明、収受、納税すべて行い、観光客のために使うお金であり、パブリックコメントは関係ないのではないか。(意見)